

大和市告示第31号

大和市妊婦健康診査助成要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月7日

大和市長 古谷田 力

大和市妊婦健康診査助成要綱の一部を改正する要綱

大和市妊婦健康診査助成要綱（平成21年大和市告示第48号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この要綱は、妊娠中の母体及び胎児の健康を確保し、もって妊婦及び乳児の死亡率の低下、流産、早産及び死産の防止並びに心身障がい児の発生を予防することを目的として、妊娠中の者（以下「妊婦」という。）が母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条第1項の規定による妊婦健康診査（以下「妊婦健診」という。）を受診する費用について予算の範囲内で助成すること（以下「助成」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

第6条第2項各号列記以外の部分中「対象妊婦」を「補助券の交付を受けた対象妊婦（以下「補助券保有者」という。）」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改め、同項第3号を削る。

- (1) 補助券保有者は、妊婦健診を受診し、助成を受けようとするときは、補助券に必要事項を明記した上で、病院又は診療所（以下「対象医療機関」という。）に提出しなければならない。
この場合において、補助券保有者は、妊婦健診に係る費用の額から、補助券に記載された額を控除した額を対象医療機関に支払うものとする。
- (2) 前項の場合における対象医療機関に提出された補助券に係る助成金の精算方法については、別に定める。

第6条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

補助券保有者が対象医療機関以外の医療機関等で受診したとき、又は対象医療機関で受診した妊婦健診に係る費用が別表第1に定める助成上限額に満たないときは、次の手続により助成を行うものとする。

第6条第3項第1号中「対象妊婦は、出産した日の属する月の翌月」を「補助券保有者は、出産日の翌日」に改め、同項第2号中「より助成を行う申請を受けたときは、」を「よる申請を受けたときは、その」に改め、同号後段を次のように改める。

この場合において、助成の決定を受けた者が市長に請求書を提出することにより、その者に対し助成金の交付を行うものとする。

第6条第4項中「及び第3号」を削り、「とあり、及び同項第3号中「県産科医会」を「及び対象医療機関」に改める。

別表第1備考第2項中「病院又は診療所」を「対象医療機関」に改める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。